

④「笠間市まちづくり交付金評価委員会」を開催

友部駅周辺まちづくり交付金事業の交付金交付の最終年度となるため、同事業の事後評価を行う評価委員会を公開します。

日時 11月27日(木) 午後1時30分～4時

場所 笠間市役所 大会議室

傍聴受付

- 定員 10名(先着順)
 - 受付時間 午後1時～1時20分
- 問** 都市建設課(内線581)

⑤水道メーター検針を実施します

11月10日(月)～20日(木)に検針員が水道メーター検針に伺います。

○メーターボックスの上に車や物を置かないでください。

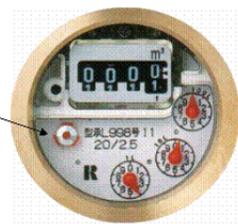
○メーターボックスの中は、いつもきれいにしておいてください。

○犬を飼っている方は、メーターボックス付近から離してつないでください。

宅内漏水にご注意ください

メーター検針時に漏水が発見されることがあります。漏水を見つけるためには家庭内の蛇口等を全て閉めて、水道メーターを確認することをお勧めします。漏水を発見したときは、笠間市指定給水装置工事業者に修理を依頼し、上下水道部水道課へ11月25日(火)までに連絡ください。

蛇口を閉めても、この部分(パイロット)が回っている場合は漏水です。



※長期間の外出を予定される方は、メーターボックス内の補助止水栓を閉めてお出かけください。

※市外の指定事業者については水道課へお問い合わせください。

水道の届出について

水道の使用を開始または中止する場合には、届出が必要になりますのでご注意ください。

問 水道課(内線71232・71233)

⑥65歳以上で障害をお持ちの方は住民税・所得税の控除が受けられます

税の確定申告(年末調整)をする際、申告する本人または扶養親族が障害者(特別障害者)に該当するときには、障害者控除が受けられますが、65歳以上の方で、身体障害者または知的障害者と同程度であると福祉事務所長が認定する場合には、身体障害者手帳等がなくても障害者控除を受けることができます。

申請方法

申告の際には、福祉事務所長の発行する「障害者控除対象者認定証」が必要となりますので、認定証が必要な方は以下のとおり申請をして、事前にご用意願います。

申請場所 本所高齢福祉課または支所福祉課

申請期限 平成21年1月30日(金)

必要なもの 印鑑

※認定証は、申請をした日の翌日以降に発行します。

障害者控除対象者の認定には、介護保険の要介護(要支援)認定に用いる主治医意見書で心身の状態を確認します。介護保険の認定を受けていない方はお問い合わせください。

区分	所得税控除額	住民税控除額
障害者控除	27万円	26万円
特別障害者控除	40万円	30万円

※すでに身体障害者手帳を所持している方は、その手帳により控除が受けられますので、申請する必要はありません。

申・問 高齢福祉課(内線173)、各支所福祉課

⑦12月4日から10日は「人権週間」です

人権はすべての人に平等に保障されています。しかし、自分の人権を主張するだけでは、他の人の人権を侵害することもあります。人権週間にあたり、お互いに相手の立場を考え、豊かな人間関係をつくりましょう。

また最近、同和問題に関する高額な凶書の購入を要求する行為が発生しています。不当な圧力によって凶書等の購入を要求することは、人権尊重の思想や差別意識の解消を阻害するものです。このような行為に対しては、き然とした態度をとることが重要です。

問 社会福祉課人権同和对策室(内線158)

⑧下水道台帳補正業務にご協力ください

18・19年度に工事完了した箇所の下水道台帳を追加補正するにあたり、各家庭の樹の位置を確認するため、各所有の土地に立ち入りますのでご協力をお願いします。

なお、立ち入りをする業者は、市発行の身分証明書を持っています。

期間 平成20年11月10日(月)～平成21年3月13日(金)

○笠間地区 三和航測(株)

石井・下市毛地内

○友部地区 (株)パスコ

旭町・鯉淵・大田町・南

友部地内

○岩間地区 第一航業(株)

吉岡・下郷・土師地内

問 下水道課(内線71121)

⑨悪質な住宅リフォーム工事契約にご注意

訪問販売による住宅リフォーム工事の相談が寄せられています。無料点検や数千円の格安点検の後に、「このままでは家が大変なことになる」などと不安をあおられ、床下工事などを契約させられたというものです。不安をあおられ、工事の勧誘を受けた場合は、あわてて契約することは避け、工事が必要かどうかを建築士等に確認してもらいましょう。

消費問題で困ったときは、一人で悩まずに、すぐに消費生活センターに相談してください。

事例

○「床下換気扇の点検に来ました」という業者の訪問を受け点検をしてもらった。点検後、業者から床下工事と防水マットの設置が必要と言われ工事をしてもらった。その後、床下に入って確認したところ、防水マットが設置されていなかった。

○訪問して来た業者に耐震工事や塗装工事を勧誘され、断ったが強引に契約させられた。

問 笠間市消費生活センター

TEL 0296-77-1313

⑩12月10日から16日は北朝鮮人権侵害問題啓発週間です

平成18年6月、「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行されました。

この法律は、北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民の認識を深め、国際社会と連携して北朝鮮当局による人権侵害問題の実態を解明し、その抑止を図ることを目的としています。

毎年12月10日から16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」とすることとされました。

市民の皆さんには、この問題に対する理解を深めていただきますようお願いいたします。

問 社会福祉課人権同和对策室(内線158)

⑪人権週間記念フェスタを開催

茨城県では、多くの県民の皆さんに身近なところから人権を考えていただく機会とするため、人権週間(12月4日～10日)期間中に記念フェスタを開催します。皆さんの参加を心よりお待ちしております。

日時 12月6日(土) 午後1時～(開場 正午～)

場所 石岡市民会館 ホール
石岡市総社(そうしゃ)1-2-5

内容

- 人権啓発ポスターコンクール、人権メッセージ表彰式
- 人権メッセージ・人権作文朗読
- 講演「日常の家族の風景から」
講師 重松 清(しげまつ きよし)さん 作家

申込方法

電話、Eメール、FAX及びハガキで申込み願います。Eメール、FAX及びハガキの際は、催事名(人権週間記念フェスタ)・住所・氏名・電話番号・合計参加人数を明記の上、お申し込みください。(先着900名)

申 茨城県人権啓発推進センター

〒310-8555 水戸市笠原町978-6

TEL 029-301-3136 FAX 029-301-3138

E-mail koso5@pref.ibaraki.lg.jp